

広島県病院薬剤師会 選挙運営管理規定

第 1 章 総 則

第 1 条 本規定は本会に関わる選挙を公正に管理し、円滑に運営するために定める。

第 2 条 本会に関わる選挙事項は、本会会則に定めるものとする。

2) 選挙の運営は、選挙管理委員会が司る。

3) 選挙管理委員は、会長が各支部の正会員のうちから一人ずつ委嘱する。

4) 選挙管理委員長は選挙管理委員の中から会長が委嘱する。

5) 選挙管理委員の任期は2年とする。

(会 議)

第 3 条 選挙管理委員会は委員長が必要と認めたととき、委員長が招集する。

2) 選挙管理委員会は委員の2分の1以上が出席しなければ委員会を開くことができない。

3) 選挙管理委員会は、会長、関係役員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

第 2 章 選 挙

(被選挙人)

第 4 条 正会員は、会長、日本病院薬剤師会代議員に立候補できる。監事の立候補には制限を設けない。

予備代議員は理事の中から会長が委嘱する。

2) 前項により立候補するときは、選挙管理委員会の定めた文書により、届け出なければならない。

第 5 条 会員は10名以上が連署して候補者を推薦することができる。ただし、会員が推薦できる候補者の数は、会長1名、監事2名、日本病院薬剤師会から割り当てられた代議員数以内とする。

2) 前項により候補者を推薦するときは、選挙管理委員会の定めた文書により、被推薦者の承諾書を添えて届け出なければならない。

3) 選挙管理委員は推薦者になることができない。

4) 選挙管理委員が候補者になるときは候補者締め切り日の30日前までに委員を辞任しなければならない。

第 6 条 立候補者、推薦候補者および推薦者は、前年の9月30日現在で前述の資格を有するものでなければならない。

(選挙告示および届出締切)

第 7 条 選挙管理委員会は、会長、日本病院薬剤師会代議員、監事の選挙に関する必要事項を会員に周知させるため、選挙の行われる30日前までに告示しなければならない。

2) 前項の告示は、広島県病院薬剤師会ホームページ及び会誌上に掲載する。

3) その他の選挙に関する事項は、必要に応じて選挙人等に通知の措置を行う。

4) 選挙に関わる事項の締め切りは締め切り日当日午後5時とする。ただし、郵送による場合は、締め切り日の消印まで有効とする。

(審 査)

第 8 条 選挙管理委員会は、届出を締め切った後、速やかに候補者の資格および届出書類を審査し、その結果を選挙人に通知する。

2) 前項の通知は文書によるものとし、候補者登録順位は受付順とする。

3) 選挙管理委員会は必要に応じ、選挙日の15日前までに立候補届の中間集計を行う。

(選 挙)

第 9 条 総会において投票により選挙を行い、有効投票の得票率の多い順から定数以内を当選者とし、得票数が同数のとき、会長、監事の選挙にあつては同数得票者への再投票で当選者を定める。その他、投票に関する問題が生じた場合、選挙管理委員会が協議する。

2) 選挙管理委員会は前項の選挙を管理し、当選者を確認するものとする。

(選挙管理)

第 10 条 選挙管理委員会は、選挙による当選者ならびに次点者を会員に通知する。

2) 前項の通知は、広島県病院薬剤師会ホームページ及び会誌上に掲載する。

(当選証書)

第 11 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長名で当選者に当選証書を交付する。

1. 会則及びこの規定に定めのない選挙に関する事項は、選挙管理委員会がこれを決定する。
2. この規定の変更は理事会において決定し、総会において承認をはかるものとする。
3. 本規定は「広島県病院薬剤師会 選挙運営管理規定」として平成13年5月19日より改正し、同日をもって施行する。
4. 平成24年5月12日 改正